

次期地域福祉計画の方向性（案）

第1回分科会資料からの変更箇所に
黄色マーカーを引いています。



令和7年度第1回地域福祉専門分科会における ご意見（意見書）と事務局の回答

1 令和7年度第1回地域福祉専門分科会におけるご意見（意見書）と事務局の回答

（1）第1期地域福祉計画の評価等に関するご意見

- ・第1期計画は、各区で策定委員が生活課題を持ち寄り、社会福祉法に定める地域福祉計画（区計画）を策定し、市計画は、区計画の推進に係る支援策と必要な基盤整備を行うこととして策定された。
そして、地域福祉活動を実行する担い手不足等が心配されたため、①社協地区部会の未設置地区解消の支援を行う。②福祉活動を支える人材の育成を行う。③地域福祉活動活性化のため情報収集・調査研究・提供を積極的に行う。④地域福祉活動に必要な活動拠点を確保する。等が市の取組項目とされた。
- ・第1期計画におけるこれらの推進状況及び評価や、第2期計画において大幅に考え方を変更した理由は何か。

＜事務局の回答＞

- ・第1期計画における①～④の取組項目の推進状況等は次ページのとおりです。
- ・市計画の取組項目は、各期における庁内及び地域福祉専門分科会での審議を踏まえて決定するため、各期によって取組項目が異なりますが、市計画では、地域の取組みを支援する施策や、地域福祉を推進するための基盤整備に関する施策を行うという考え方は変わりありません。
- ・次期計画の策定にあたっては、区支え合いのまち推進協議会などを通じて地域生活課題や地域活動の実施にあたっての課題などを把握し、本分科会でご審議いただきながら、関係課とともに市の取組みを検討してまいります。

1 令和7年度第1回地域福祉専門分科会におけるご意見（意見書）と事務局の回答

●第1期計画における取組項目の推進状況等

取組内容	推進状況（実績）	振り返り（評価）
社協地区部会の未設置地区解消の支援を行う。	地区部会数：7地区部会増 第1期計画策定当時（H18.3月）：58地区部会 第1期計画終了時点（H23.4月）：65地区部会	未設置地区の解消が進み、一定の成果があったと考えておりますが、第2期計画に本取組が記載されていない理由は確認できませんでした。なお、地域の状況等により現在も未設置地区がございますが、社会福祉協議会において地域の状況を注視しており、設置に向けた機運が見られた場合は、設立に向けた支援を行うものと承知しております。
福祉活動を支える人材の育成を行う。	・地域福祉パイロット事業及び地域福祉推進モデル事業を実施。 ・認知症サポーター・ヘルスサポーターなどの養成に取り組む。 ・中学校の総合学習の時間を活用した福祉教育や、輪番制で小・中学校をボランティア教育推進校又は協力校に指定し、ボランティア教育を推進。	パイロット事業で実施した取組のうち、助成期間終了後も継続している活動が半数程度あったことから、一定の効果はあったものと考えております。 また、各種養成講座にて担い手育成に取り組んでおりましたが、担い手不足は大きな課題であることから、継続的に取り組む必要があると考えております。
地域福祉活動活性化のため情報収集・調査研究・提供を積極的に行う。	・各区地域福祉計画推進協議会（現：支え合いのまち推進協議会）を設置し、プラットフォームの場として関係者間の連携調整や広報を実施。 ・地域福祉活動事例集を発行。	区推進協が設置され、団体間の意見交換や情報共有が図られたと考えております。 しかし、町内自治会や公民館など地域活動の実施にあたって関係する団体に地域福祉計画が共有されていないとのご意見があり、周知方法に課題があったものと考えております。
地域福祉活動に必要な活動拠点を確保する。	・蘇我、都賀、鎌取、高洲の各保健センターの跡施設を、高齢者いきいきセンター、子どもルーム、子育てリラックス館など地域の活動場所として転用を進めた。 ・地域への開放施設として、おゆみ野ふれあい館、磯辺第一中学校などを地域開放事業として提供。	跡施設等の活用を進めましたが、地域福祉活動の実施にあたっての拠点が必要とのご意見があり、継続的な課題であると考えております。

1 令和7年度第1回地域福祉専門分科会におけるご意見（意見書）と事務局の回答

（2）地域活動の担い手に関するご意見

- ・事務局案は、地域福祉推進の主たる担い手として社協地区部会のほか、NPO・ボランティア団体に期待しているようである。地域の助け合いによる福祉の実現のためには地域全体での取組みが重要だが、それを担えるNPO・ボランティア団体を想定しており、地域福祉計画推進の担い手として期待できると考えているのか。もし地域福祉計画の推進に前向きなNPO・ボランティア団体があれば、貴重な地域資源として協力し合って来たはずであるが、現実はそうではない。次期祉計画で主な担い手の表現を変えれば、それが可能になるとを考えているのか。
- ・現状のまま次期計画を策定しても、担い手不足が課題となり、地域福祉計画を進展させるのは非常に難しいと感じる。地域福祉計画を良く進めている地域でも現状で手一杯であり、あまり進めることができていない地域ではリーダーを担う人材不足もあり、更に難しい状況にあると考えられ、担い手不足の改善はほとんど期待できない。

＜事務局の回答＞

- ・次期計画においても、引き続き地区部会を中心として推進していただきたいと考えております。
一方、地域福祉の推進にあたっては、地域住民をはじめ、地域で活動される方々に参画いただくことが重要であると考えているため、地域で活動される多様な主体を地域福祉活動に取り込んでいくための方策について、委員の皆様からご意見賜りながら検討してまいります。

1 令和7年度第1回地域福祉専門分科会におけるご意見（意見書）と事務局の回答

（3）地域福祉計画と地域福祉活動計画の一体化について

- ・「地域福祉の推進」という同じ目的でありながら、「地域福祉計画」と「地域福祉活動計画」の2つの計画が存在することは解りにくく、効率的にも無駄と言わざるを得ないが、1つにしない理由は何か。
- ・両計画を一体化し、CSWをはじめとした社協のマンパワーを地域に投入し、地区部会や他の地域資源とともに地域課題の解決に向けて取り組む体制をつくれば、計画の進展が期待できる。この場合、「地域福祉計画」を地域福祉を推進するための理念や仕組みをつくる基本計画とし、「地域福祉活動計画」を実行するための市民の活動・行動のあり方を定める計画としたい。
- ・地域福祉活動計画は、地域住民・NPO・ボランティアなどが自主的・自発的な活動を行いながら、お互いに連携し地域での組織化を具体的に進める、住民活動の性格をより明確にした計画であることを基本とするが、計画推進を加速するため、社協職員や生活支援コーディネーター等の地域と一緒にになって計画推進に当たることとする。
- ・さらに、社会福祉協議会は地域福祉活動を進めるための中心的な役割を果たすとともに、計画の策定に関わる作業過程そのものが、社会福祉協議会の事業としても重要なものと明示してもよいと考える。

＜事務局の回答＞

- ・「地域福祉計画」及び「地域福祉活動計画」は、市又は社会福祉協議会がそれぞれの立場・責任のもとで策定する計画であることから、異なる計画であると考えております。一方、ご意見のとおり「地域福祉の推進」を目的とした計画であることから、次期計画の策定にあたっては、地域課題や地域福祉の理念を共通のものにするなど、一体的な策定に向けて取り組んでまいります。
- ・地域福祉計画と地域福祉活動計画が両輪となって地域福祉の推進に一体的に取り組めるよう、計画の策定段階から市社会福祉協議会と連携・協力してまいります。

1 令和7年度第1回地域福祉専門分科会におけるご意見（意見書）と事務局の回答

（4）福祉活動推進員について

- ・「次期地域福祉計画の方向性（案）」のP.13 考え方のイメージについて、「エリア内の取り組み推進の中核」に「関係団体・組織との連携・調整」、「活動状況の把握と促進」と記載されているが、これは市社協が委嘱している「福祉活動推進員」の役割になると考える。
地区部会長職は、地域により「民生委員・自治会等・福祉活動推進員、地域活動団体」の代表が就任されているようであり、白井地区では、「民生委員、福祉活動推進員の代表者」が地区部会長に就任している。
福祉活動推進員の地区部会内における役割を明確にするため、福祉活動推進員が「エリア内の取り組み推進の中核」となることを表現してはいかがか。
- ・福祉活動推進員に関する「教育・訓練」の場として、千葉市地域づくり大学校、千葉県生涯大学校、社協等が実施する研修のカリキュラムに、地域活動団体（民児協、社協地区部会、自治会等）の概要（目的、実施項目等）を加えるとともに、「福祉活動推進員」の役割についても説明してはどうか。

＜事務局の回答＞

- ・「地域福祉活動推進員」の役割について、ご意見を踏まえ資料を修正するとともに、次期地域福祉計画の作成にあたっても、福祉活動推進員の説明を含め、記載について検討してまいります。
- ・地域づくり大学校等の研修カリキュラムに関するご意見については、それぞれの実施主体に共有させていただきます。

次期地域福祉計画の方向性（案）

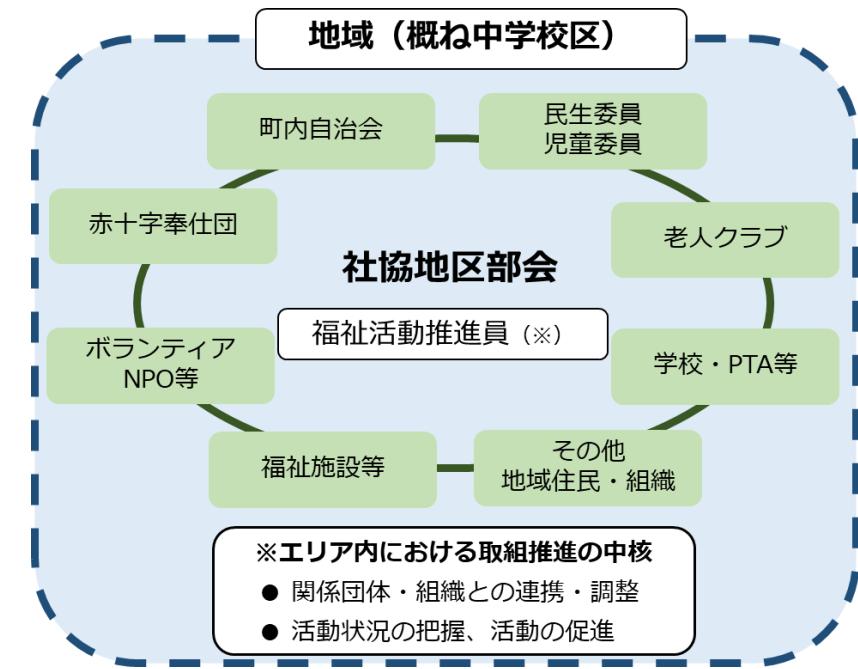
2 – 1 現行地域福祉計画における主要課題①

○ 過去の地域福祉専門分科会の委員意見等を参考に、下記 3つを主要課題として挙げる。

(1) 地域の取組みの推進主体

… 現在は推進主体を地区部会としているが、地区部会のみでは地域活動を網羅的に推進することが困難な実情を抱えているエリアも存在している。

【考え方イメージ】※すべてのエリアに当てはまるものではありません



- ・左図のように、地区部会に様々な団体が参画している場合は、地区部会に各団体の意見や取組みが集約される。
- ・しかし、地区部会の成り立ちや担い手不足などにより、地区部会が地域活動の取りまとめ役を担える体制がない場合もあり、地域も限界という実状があると伺っている。
- ・今後は、地区部会への支援に加え、地域共生社会の理念を踏まえ、従来の各団体の枠にとらわれず活動している地域活動団体（者）とどのようにして繋がっていくかが重要と考える。

2 – 1 現行地域福祉計画にかかる主要課題②

(1) 地域の取組みの推進主体（続き）

… 地域福祉計画は、地区部会はもとより、様々な形で地域活動に携わる方々が参画し、全員で取り組むもの（※）、ということが改めて伝わるよう工夫が必要。

（※）引き続き、地区部会を主要な推進主体と位置付けつつ、地域活動の活性化のため、地域活動に取り組む関係者全体における意識の醸成を図りたい。

また、活動形態の多様化（個人や特定のグループによる活動）やICTの普及など、地域における状況の変化を踏まえ、地域活動の活性化に新たな可能性を見出したい、という考えに基づく。

(2) 市／区／社協 各計画（掲載内容）の関連性

… 下記意見を踏まえつつ、各計画の掲載内容や関連性を整理する必要がある。

- ・市計画は各分野別計画におけるいわゆる「上位計画」として、内容を見直すべき
- ・「地域の取組み」を下支えする「市の取組み」について、掲載内容を精査すべき
- ・地域の自主的な取組を区計画として位置付けることは非
- ・社協が策定している地域福祉活動計画との関連性が分かりづらい



地域福祉活動をさらに発展、推進するため、重点的・優先的に取り組む項目を具体的に示す計画。（現行計画：令和4～8年度）

2 – 1 現行地域福祉計画にかかる主要課題③

(3) 評価のあり方

… 下記意見を踏まえつつ、評価のあり方を再検討する必要がある。

- ・ 市の取組み：事業ごとに目標を設定しているが、目標や評価の妥当性や計画全体としての推進状況が分かりづらい。
- ・ 地域の取組み：評価基準が不明瞭であるとともに、評価方法などが統一されていない。
また、地域の取組みは自主的・自発的な活動であるため、評価対象として馴染まないのではないか。

2 – 2 次期計画の考え方 –大枠–①

(1) 計画の構成 … 市計画／区計画の分けをなくし、一体的に策定する

- 各分野別計画の上位計画として、内容を精査する。
➡ 他の個別部門計画に掲載されている取組みを掲載しないなど、計画のスリム化を図る。
- 多くの地域で実施される取組みについて、「地域の取組み」(※)として概要を掲載。
※ 現行の区計画における基本方針や方向性の内容を抽出し、1本の計画内にまとめるイメージ
例) 見守り・支え合い活動、居場所づくり、担い手確保、防犯・防災、福祉教育 etc.
- 「地域の取組み」を支える行政や市社協の施策を掲載し、関連性を可能な限り可視化する。
- 市全体の基盤整備に関する取組みは引き続き掲載する。
- 本市における重層的・包括的支援体制の構築に係る考え方や取組みを掲載。

【参考】社会福祉法等の改正経緯

- 平成12年 社会福祉法に地域福祉計画の策定に係る規定が追加（策定は任意）
平成28年 「ニッポン一億総活躍プラン」が閣議決定され、地域共生社会の実現が盛り込まれる
平成30年 社会福祉法が一部改正され、
 - 地域福祉計画の策定が努力義務とされるとともに、「上位計画」に位置付けられる
 - 包括的な支援体制の整備に係る内容を計画に盛り込む旨が規定される
令和2年 社会福祉法が一部改正され、包括的な支援体制の整備に係る一つの手法として、重層的支援体制整備事業が創設される

2－2 次期計画の考え方－大枠－②

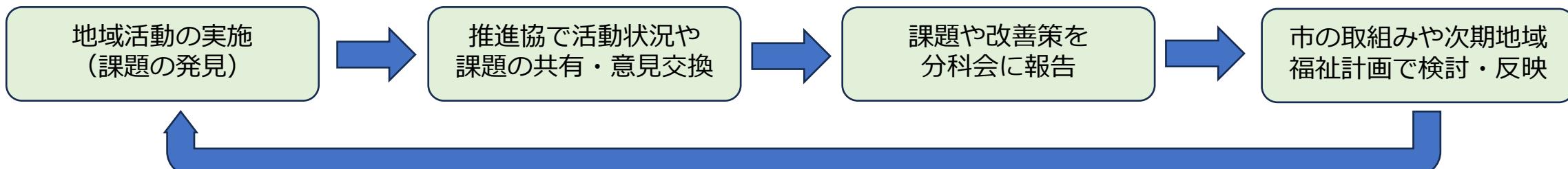
(2) 各区支え合いのまち推進協議会（以下、「推進協」とする。）の役割

- ・推進協＝地域づくりについて話し合う場（プラットフォーム）であることを再周知する。
- ・次期計画に掲載予定の【地域の取組み】を参考にそれぞれの地域の課題について話し合うとともに、地域生活課題の解決に資する取組み実例の紹介・共有や地域活動の実施にあたっての困りごとなどについて、推進協の委員同士で意見交換をしていただく。

→ 成果物として、現行の区リーフレットや推進協だよりのような媒体に、エリアごとの地域の課題やそれに基づく取組み実例をまとめていただくことを想定（※）。

また、推進協で共有された地域生活課題や地域活動の実施にあたっての課題は、次の地域福祉計画の策定において対応等を検討する。
- ※ 成果物は、推進協の委員が携わっている取組みを中心に、可能な範囲で地域の様々な活動者（団体）の活動なども取り入れながら作成し、その過程でそれぞれの活動内容を振り返ることで、推進協の活発化や地域活動の活性化が図られる期待を期待。
- ・現在の推進協の役割を否定するものではないため、現在の進め方を継続することも問題ない。（現在の推進協の進め方に課題を抱える区において、適宜、参酌していただくイメージ。）

○課題の把握と対応イメージ



2－2 次期計画の考え方－大枠－③

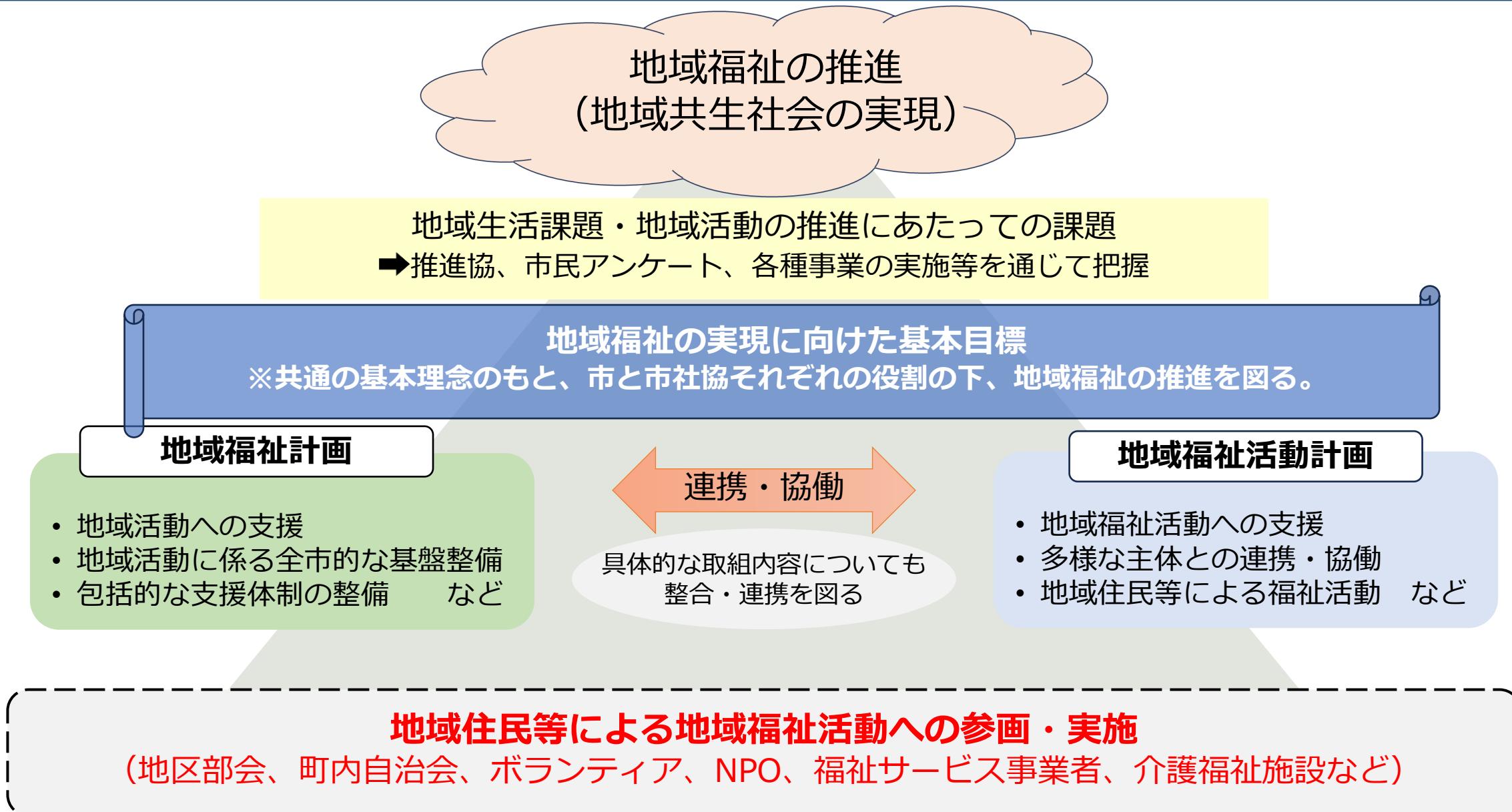
(3) 地域福祉活動計画との一体的な策定

- ・これまで、地域福祉計画は地域福祉活動計画と連携・協働し、地域福祉の推進に取り組んできたが、人口減少や少子高齢化といった社会変化や複雑化・複合化する地域生活課題に的確に対応するため、両計画の策定段階から市と市社協とで理念や課題認識等を共有し、地域福祉の推進に一体的に取り組む必要がある。
- ・一方、それぞれ社会福祉法を根拠として、地域福祉の推進のために行政・社協それぞれの役割・責任の下で取り組んでいく計画であり、特に民間の行動計画として地域福祉活動計画の自主性を尊重する必要がある。
- ・そのため、策定段階から市と市社協が一体的に検討を進め、地域福祉に関する共通の認識の下、それぞれの立場で計画を策定することで、効果的な地域福祉の推進を図ることとしたい。

(4) 評価のあり方

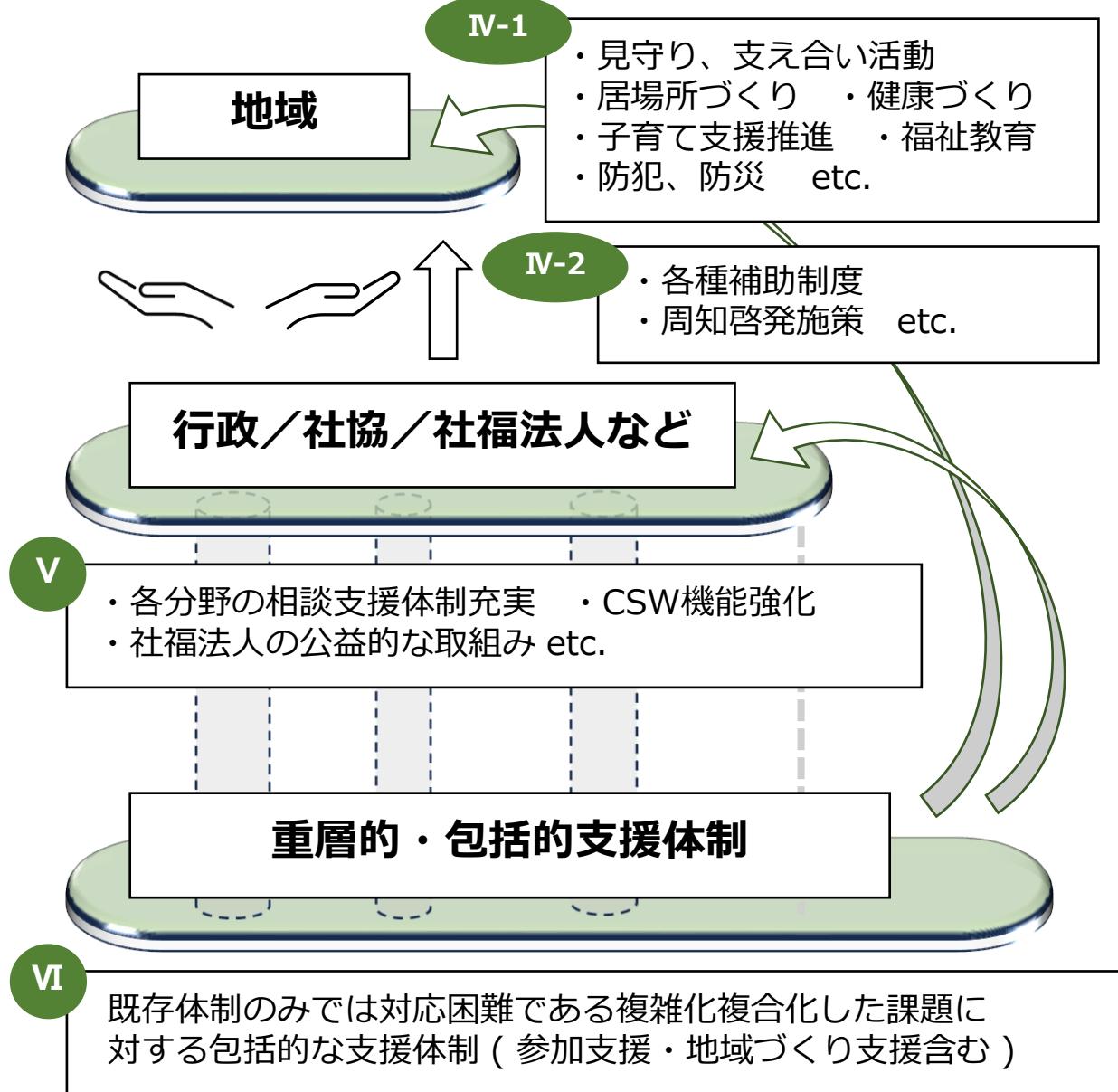
- ・次期計画の市の取組みは、市民アンケートの結果や推進協での議論などを踏まえ、評価する。

(参考) 次期地域福祉計画のイメージ



2 – 3 次期計画全体構成 –素案–

第6期地域福祉計画（次期計画）		
I	策定にあたって	<ul style="list-style-type: none"> ・策定趣旨 ・計画位置づけ ・計画期間
II	地域福祉を取り巻く状況	<ul style="list-style-type: none"> ・各種統計データ ・国や県の動向 ・今後の課題
III	計画の体系	<ul style="list-style-type: none"> ・計画の構成(第5期からの変更点) ・圏域の考え方・基本理念
IV	<取組項目1-1> 地域で取り組むこと(概要)	<ul style="list-style-type: none"> ・現区計画の掲載取組みの共通項目) 居場所づくり、防災 etc.
	<取組項目1-2> IV-1に対する 行政や社協の支援策	<ul style="list-style-type: none"> ・市、社協などの役割を掲載 ・地域の取組みへの補助制度や周知啓発施策を掲載
V	<取組項目2> 市全体の基盤整備	<ul style="list-style-type: none"> ・分野ごとの相談支援体制やCSW機能強化、社福法人の公益的な取組み(文章説明のみ)
VI	<取組項目3> 重層的・包括的支援体制	<ul style="list-style-type: none"> ・分野横断的に取組むべき課題に対する地域の取組みや多機関による重層的・包括的支援体制
VII	計画の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・推進体制 ・評価
VIII	成年後見制度利用促進計画	※地域包括ケア推進課所管
	卷末／資料編	



2 – 4 次期計画全体構成 –現行計画との比較–

第5期地域福祉計画（現行計画）			第6期地域福祉計画（次期計画）		
I 策定にあたって	・策定趣旨 ・計画位置づけ ・計画期間	→	I 策定にあたって	・策定趣旨 ・計画位置づけ ・計画期間	
II 地域福祉を取り巻く状況	・各種統計データ ・国動向 ・今後の課題	→	II 地域福祉を取り巻く状況	・各種統計データ ・国や県の動向 ・今後の課題	
III 計画について	・計画の構成 ・圈域の考え方 ・基本理念	→	III 計画の体系	・計画の構成(第5期からの変更点) ・圈域の考え方・基本理念	
IV 地域の取組み	・各区計画を入れ込む形	→	IV <取組項目 1-1> 地域で取り組むこと(概要)	・現区計画の掲載取組みの共通項目 例) 居場所づくり、防災 etc.	
V 市の取組み	・基本目標～具体的な取組み	→	IV <取組項目 1-2> IV-1に対する行政や社協の支援策	・市、社協などの役割を掲載 ・地域の取組みへの補助制度や周知啓発施策を掲載	
VI 成年後見制度利用促進基本計画	※地域包括ケア推進課所管計画 ・策定趣旨 ・現状、課題 ・基本方針～各種施策	→	V <取組項目 2> 市全体の基盤整備	・分野ごとの相談支援体制やCSW機能強化、社福法人の公益的な取組み(文章説明のみ)	
VII 取組事例	・地域の取組み取材コラム (→ 次期計画では必要に応じて)	→	VI <取組項目 3> 重層的・包括的支援体制	・分野横断的に取組むべき課題に対する地域の取組みや多機関による重層的・包括的支援体制	
VIII 計画の推進に向けて	・推進体制 ・評価	→	VII 計画の推進	・推進体制 ・評価	
資料編／巻末	・市の様々な補助制度	→	VIII 成年後見制度利用促進計画	※地域包括ケア推進課所管	
				資料編／巻末	

※ 各地域の具体的な課題や取組み事例は、推進協において区計画ではなく、地域の取組み事例集としての策定を検討

2 – 5 全体詳細①

	第5期地域福祉計画（現行市計画）	第6期地域福祉計画（次期計画）
位置づけ	<ul style="list-style-type: none"> ・基本目標や市としての方向性や取組みを示し、地域の取組み（区計画）を支援、下支えする計画 ・分野別計画の上位計画 	基本的には現行を踏襲+精査
掲載する取組み	<ul style="list-style-type: none"> ・住民活動の基盤整備に関する取組みや、地域の取組みを進めるために必要な市による支援策、分野横断的な制度の狭間を埋める取組みなど → 施策の方向性に基づき、市各所管課の事業を幅広に掲載（寄せ集めのようなつくり） 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域共生社会や地域福祉の理念を中心に掲載し、施策は他の計画に掲載されないものや主要なものを掲載 → 上位計画として、掲載する取組みを精査 ・重層的・包括的支援体制について掲載
評価	<ul style="list-style-type: none"> ・可能な限りアウトカム指標を採用 ・評価の手法を事業・取組みごとに、定性評価と定量評価に分け、各所管課において自己評価 	<ul style="list-style-type: none"> ・市民アンケート結果などの指標等で評価 例) 地域活動に取組んでみたいと思う割合 + 主要施策を若干数取り上げ、実績報告 etc.
計画期間	令和3～8年度（5年間）	令和9～14年度（6年間） ※ 個別計画（高齢者保健福祉推進計画等）の計画期間と揃える
地域福祉活動計画との関係	<ul style="list-style-type: none"> ・地域福祉計画と互いに補完・連携し、一体的な推進を図る ・施策の方向性ごとに社協施策を参考掲載している 	<ul style="list-style-type: none"> ・策定主体である市社会福祉協議会と協議のうえで検討

2 – 5 全体詳細②

	第5期地域福祉計画（現行区計画）	第6期地域福祉計画（次期計画）における対応
掲載する取組み	<ul style="list-style-type: none"> ・基本目標、基本方針、施策の方向性に基づき具体的な取組みを掲載 (中19、花15、稻12、若13、緑20、美15) ・具体的な取組みの中からエリアごとに重点取組項目を設定 	<p>【次期計画（社福審で策定）】 多くの地域で実施される「地域の取組み」の概要を掲載 (現行区計画中、基本方針や方向性の内容を想定)</p> <p>【地域の取組み事例（各区推進協で策定）】 次期計画に掲載する「地域の取組み」を参考に、各区における実際の取組内容をリーフレット等の形にまとめる … 現行区計画における重点取組項目のイメージ 可能な範囲で様々な活動団体（者）の取組みを掲載し、地域の皆様自身で活動内容を振り返るつくりとしたい（回数だけでなく感想なども含めて）</p>
評価	地域の実状に応じて設定し、自己評価	<p>地域の取組みのうち、共通的な取組みのみを次期計画に掲載するため、地域福祉専門分科会への報告は不要となる。</p> <p>※<u>推進協ごとに、必要に応じて活動内容の振り返りを行う。</u></p>
「地域」とは	概ね中学校区単位（地区部会エリア）	<p>概ね中学校区単位（例：地区部会エリア）</p> <p>※活動を取りまとめるうえでの緩やかな線引きと捉える ※各団体の活動エリアに縛られない活動も存在することに留意</p>
社福審との関係	市から区計画の進捗状況を報告、確認	各区の特徴的な取組みや課題等を報告

※次期地域福祉計画では、「区計画」としての計画は策定しません。

2 – 6 今後のスケジュール（予定）

年度	時期	内容
令和7年度	8月21日（木）	第1回地域福祉専門分科会 ・策定の方向性の協議
	11月27日（木）	第2回地域福祉専門分科会 ・策定の方向性の協議・確定
	3月	第3回地域福祉専門分科会 ・骨子案の協議・決定
令和8年度	7～8月ごろ	第1回地域福祉専門分科会 ・計画（素案）協議
	11～12月ごろ	第2回地域福祉専門分科会 ・計画（原案）協議
	1～2月ごろ	パブリックコメント手続
	3月	第3回地域福祉専門分科会 ・計画（案）協議 第6期千葉市地域福祉計画策定